

感染症の予防・まん延の防止に関する指針

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会

(策定年月日 令和6年3月1日)

目 次

- 1 感染症の予防・まん延の防止の基本的な考え方
- 2 感染症の予防・まん延の防止の基本的な方針
- 3 感染症の予防・まん延の防止に関する体制
- 4 感染症の予防・まん延の防止における各職種の役割
- 5 感染症の予防・まん延の防止に関する指針の閲覧について
- 6 その他

1 感染症の予防・まん延の防止の基本的な考え方

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、感染症を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染症発生時には、迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、本会全体で取り組みます。

2 感染症の予防・まん延の防止の基本的な方針

（1）感染症の予防・まん延の防止の体制

感染症の予防及びまん延の防止のため、担当者を定め、委員会を設置するなど、本会全体で取り組みます。

（2）平常時の対応

①各部署内の衛生管理

本会では、感染症の予防及びまん延の防止のため、各部署内の衛生保持に努めます。

②感染症対策

日頃から職員の手洗い、手指の消毒、うがい等を徹底し、感染症の流行が見られた場合にはマスクを着用します。また、血液、体液、排せつ物、嘔吐物等を取り扱う場合には、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。

利用者等の異常の兆候をいち早く発見するため、健康状態の確認を常に注意深く観察することに努めます。

③来所者対応

来所者へ衛生管理の周知徹底を図り、まん延の防止に努めます。

マスクの着用や手指消毒等の感染対策への協力を依頼し、感染状況によっては入室の制限等の措置を講じます。

（3）感染症発生時の対応

万一、感染症が発生した場合は、以下の対応を図ります。

①発生状況の把握

②感染拡大の防止

③医療処置

④行政への報告

（宮城県健康福祉部疾病・感染症対策課感染症対策班 HP）

【報告が必要な場合】

ア) 同一の感染症による又はそれによると疑われる死亡者
又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ) 同一の感染症の患者又はそれが疑われる者が10名以上発生した場合

ウ) ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、事務局長が報告を必要と認めた場合

【報告する内容】

ア) 宮城県健康福祉部疾病・感染症対策課感染症対策班 HP
「1. 社会福祉施設等において感染症が集団発生した場合の報告について」を参照

⑤関係機関との連携

3 感染症の予防・まん延の防止に関する体制

(1) 感染対策委員会の設置

①設置目的

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染対策委員会を設置します。

②感染対策委員会の構成員

部署ごとに事務分掌により委員を任命します。

③感染対策委員長及び感染対策責任者

委員の中から委員長を選任し、感染対策責任者を兼務します。

④感染対策委員会の開催

委員会は概ね6か月に1回以上開催します。

その他、必要に応じて開催します。

⑤感染対策委員会の主な役割

ア) 感染予防対策及び発生時の対応と立案

イ) 感染対策に関する職員研修の企画と実施

ウ) 各指針・各マニュアル等の作成

エ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ) 利用者の感染症の既往の把握と対応策

カ) 感染症発生時の対応と報告

キ) 感染症対策実施状況の把握と評価

⑥職員研修の実施

ア) 定期的な教育・研修を年1回以上実施

イ) 新任職員に対する感染対策研修の実施

ウ) その他必要な教育、研修の実施

4 感染症の予防・まん延の防止における各部署の役割

本会内において、感染症の予防及びまん延の防止のための対策等を行う上で、各部署が適切な役割を果たすよう努めます。

ア) 総務課

- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止体制の総括責任
- ・ 感染対策発生時の行政報告
- ・ 感染症発生時の状況把握及び指示
- ・ 備品の整備

イ) 各部署

- ・ 予防、まん延防止対策強化
- ・ 発生時及びまん延防止の対応
- ・ 家族等への対応
- ・ 衛生管理、安全管理の指導
- ・ 来所者への指導
- ・ 予防対策への啓発活動
- ・ 早期発見、早期予防の取り組み
- ・ 経過記録の整備
- ・ 所属職員への教育
- ・ 本会職員間の連携
- ・ 利用者等の状態把握
- ・ 衛生管理の徹底
- ・ 緊急時連絡体制の整備（行政・関係機関・家族等）

5 感染症の予防・まん延の防止に関する指針の閲覧

本指針は、いつでも閲覧できるように各部署内に掲示及び本会ホームページにて公表します。

6 その他

本指針は、感染対策委員会において定期的に見直しし、必要に応じて改正するものとします。

附則

本指針は、令和6年3月1日より施行します。